

2017年10月25日

産業構造審議会知的財産分科会
不正競争防止小委員会 御中

日本弁理士会

データ利活用の促進に向けた制度に関する意見

データの利活用の促進に向けた制度設計においては、データ提供者とデータ利用者との間のバランスを図ること及びビジネスの実態に即したものとすることを大前提として、データの適切な利活用を促進できる環境を構築することが重要であると考え。また、第4次産業革命を機に、ベンチャー企業や中規模企業においても更なる事業の活性化が期待されているところであり、このことも踏まえ、データ提供者とデータ利用者の両者の立場にたち、両者の事業が委縮しないように配慮しながら、「適正な利活用の促進」を推進できる制度の創設を行うべきと考え。

第1 保護客体について

- (1) 技術上のデータと営業上のデータとに峻別しないこと、投資の多寡やデータの量の大小を問わず、技術的管理性、外部提供性及び有用性を要件とすること、また、オープンデータと同一の場合を除くことに基本的に賛成する。
- (2) 但し、技術的管理性の判断基準について、ビジネスの実態に即して、データ提供事業者がビジネス上有用なデータを外部に提供する場合に当然に施すであろうものに合致するように、また、オープンデータとの同一性についての判断基準が明確になるように、別途、ガイドラインを策定して明確にしていきたい。

第2 「不正競争行為」として位置づける行為態様について

- (1) 不正取得類型、著しい信義則違反類型、転得類型における不正行為を「不正競争行為」に位置づけることに基本的に賛成する。
- (2) 但し、不正取得（不正取得類型の場合）又は不正提供（著しい信義則違反類型の場合）の場合に、善意無重過失でデータを提供者と契約により転得した者が、事後的に悪意又は重過失になった後には、データ取引の安全のため、転得者が突如そのデータを使用できなくなり事業の継続性を担保できなくなる事態を防止する必要がある一方、当該データの拡布が無制限に許されてしまうと、元々のデータ提供事業者が回復しがたい損害を被る場合もあり得ることから、両者のバランスの取れた制度設計とすることが重要である。データ利用者への萎縮効果を防ぐため、契約範囲内の転得者の「使用」は引き続き認められるべきである一方、「提供」に適用除外を設けることについては、データの拡布によってデータ提供事業者の事業に回復しが

たい損害を与え、データ提供へのインセンティブを削ぐ虞があるため、慎重に検討する必要があると考える。

- (3) この点を含めて判断が明確に行えるように、「図利加害」、「契約範囲内」、「悪意/重過失」等の内容については、別途、ガイドラインを策定していただきたい。

第3 刑事措置の導入について

刑事措置の導入については、現時点では時期尚早と考える。民事措置の導入後に、その運用実態を踏まえて（例えば事業者によるデータの利活用の対応にどのような影響を与えたのか等）、刑事措置で規制することが必要な行為類型の有無・態様を見極めた後に、刑事罰の導入を検討するのがよいと考える。

第4 ガイドラインについて

データ提供者が経済的な価値があるデータを提供しやすく、また、データ利用者がデータの利活用を図った事業化の実現を躊躇することがないように、別途、ガイドラインを作成し、現段階での判断基準の明確化を図っていただきたい。特に、その基準が容易に理解できるようにするため、当該ガイドラインの中で具体例を多く提示いただきたい。また、今後のデータの利活用の事態を踏まえ、適宜、ガイドラインの見直しを行うべきと考える。

以上